

札幌市児童会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 1 2 月 11 日

札幌市長

秋元克彦



札幌市条例第 78 号

札幌市児童会館条例の一部を改正する条例

札幌市児童会館条例（昭和 3 5 年条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 中備考以外の部分を次のように改める。

別表 2

種別 使用時間	午前	午後	夜間	全日
	午前 9 時から午後 0 時 3 0 分まで	午後 1 時から午後 5 時 4 5 分まで	午後 6 時 1 5 分から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで
5 0 平方メートルまでの室	450 円	750 円	550 円	1, 500 円
5 0 平方メートルを超え 1 2 0 平方メートルまでの室	1, 400 円	2, 300 円	1, 600 円	4, 600 円
1 2 0 平方メートルを超え 3 0 0 平方メートルまでの室	3, 200 円	5, 400 円	3, 700 円	10, 800 円
3 0 0 平方メートルを超える室	5, 900 円	9, 900 円	6, 900 円	20, 100 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の別表2に規定する使用料の徴収は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 改正後の別表2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。